

点検商法にご注意ください

最近、「ガス器具の無料点検」といったセールスにより、割高なガス機器を売り付ける事象が発生しています。

【実際にありましたトラブルのご紹介】

「給湯器の無料点検をさせていただきます」との案内をお客さまが電話で受け、応じられたところ、翌日点検に出向いてきて、「この給湯器は交換しないと使えなくなって大変ですよ」などと不安を煽られ、割高な給湯器の取り替えおよび都市ガスに適合しないガス接続具（プロパンガス用の接続具）で施工をしていたことが判明しました。
(福山ガスへご相談の連絡があり、現地確認いたしました)

このような悪質な業者からの被害を防ぐため以下の点をお守りください。

- ① 「点検させてほしい」と業者が勧誘・訪問しても、必要がなければきっぱり断る。
- ② 断ってもしつこく勧誘したり、退去しない場合は、すぐ警察に連絡する。
- ③ 訪問販売については、法定の契約書面を受け取って8日以内である等の場合は、購入後もクーリングオフを行うことができるので活用する。
- ④ 不安や不信を感じた場合は、消費生活センター（局番なし188）に電話する。

福山ガスでは法令に基づき、40ヶ月に一度、ガス漏れ検査と消費機器の調査を無料で行っています。社員が訪問する際は、常に「社員証」を携帯しています。

なお、万一、ガス機器が故障した場合は、本社または最寄りの福山ガスサービスショップにご連絡ください。